

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：海南海草老人福祉施設事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	97.4	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	65.3	%
全職員	84.8	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	—	%
本庁課長補佐相当職	—	%
本庁係長相当職	—	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	%
31～35年	—	%
26～30年	—	%
21～25年	90.5	%
16～20年	99.9	%
11～15年	90.1	%
6～10年	96.8	%
1～5年	101.8	%

【説明欄】

役職段階別の本庁部局長・次長相当職は男女ともに該当者がなく、本庁課長相当職、本庁課長補佐相当職、本庁係長相当職については女性職員の該当者がいない為、記載なしとなっている。
勤続年数別の26～30年以上については、該当者がいない為、記載なしとなっている。
短時間勤務の職員やパートタイムの職員は、常勤職員の所定勤務時間等を参考として、職員を数える単位として「日」や「時間」を用いるなどして、職員数を換算している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。